

平成29年白老町議会定例会6月会議会議録（第3号）

平成29年6月22日（木曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午後 2時14分

○議事日程 第3号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 議案第 4号 白老町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定
について
- 第 4 議案第 1号 平成29年度白老町一般会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第 2号 平成29年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第 3号 平成29年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第
1号）
- 第 7 議案第 5号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 6号 白老町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 7号 胆振支庁管内公平委員会規約の変更について
- 第10 議案第 8号 財産の取得について
- 第11 議案第 9号 財産の取得について
- 第12 議案第10号 財産の取得について
- 第13 議案第11号 財産の取得について
- 第14 議案第12号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第13号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第14号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第15号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第16号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第17号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第18号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第19号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第20号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第21号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第15 議案第22号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について
- 第16 報告第 1号 専決処分の報告について
(損害賠償の額の決定について)

- 第17 報告第 2号 専決処分の報告について
(損害賠償の額の決定について)
- 第18 報告第 3号 平成28年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第19 報告第 4号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出について
(1) 株式会社白老振興公社平成28年度事業報告及び平成29年度
事業計画
(2) 一般財団法人白老町体育協会平成28年度事業報告及び平成2
9年度事業計画
- 第20 報告第 5号 例月出納検査の結果報告について
- 第21 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第22 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第23 承認第 1号 議員の派遣承認について
- 第24 意見書案第5号 学校給食の拡充・無料化を求める意見書(案)
- 第25 意見書案第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意
見書(案)
- 第26 委員会所管事務調査の報告
(総務文教常任委員会)
(産業厚生常任委員会)
(広報広聴常任委員会)
- 第27 諸般の報告
(次期所管事務調査の報告、要望書等の配付)
- 第28 休会について

○会議に付した事件

- 議案第 4号 白老町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定につい
て
- 議案第 1号 平成29年度白老町一般会計補正予算(第1号)
- 議案第 2号 平成29年度白老町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第 3号 平成29年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第 5号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 白老町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
- 議案第 7号 胆振支庁管内公平委員会規約の変更について
- 議案第 8号 財産の取得について
- 議案第 9号 財産の取得について
- 議案第10号 財産の取得について
- 議案第11号 財産の取得について

- 議案第 1 2 号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 議案第 1 3 号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 議案第 1 4 号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 議案第 1 5 号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 議案第 1 6 号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 議案第 1 7 号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 議案第 1 8 号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 議案第 1 9 号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 議案第 2 0 号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 議案第 2 1 号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 議案第 2 2 号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
 報告第 1 号 専決処分の報告について
 (損害賠償の額の決定について)
 報告第 2 号 専決処分の報告について
 (損害賠償の額の決定について)
 報告第 3 号 平成 2 8 年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書について
 報告第 4 号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出について
 (1) 株式会社白老振興公社平成 2 8 年度事業報告及び平成 2 9 年度事業計
 画
 (2) 一般財団法人白老町体育協会平成 2 8 年度事業報告及び平成 2 9 年度
 事業計画
 報告第 5 号 例月出納検査の結果報告について
 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 承認第 1 号 議員の派遣承認について
 意見書案第 5 号 学校給食の拡充・無料化を求める意見書(案)
 意見書案第 6 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書(案)
 委員会所管事務調査の報告
 (総務文教常任委員会)
 (産業厚生常任委員会)
 (広報広聴常任委員会)

○出席議員(14名)

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 番 山 田 和 子 君 | 2 番 小 西 秀 延 君 |
| 3 番 吉 谷 一 孝 君 | 4 番 広 地 紀 彰 君 |
| 5 番 吉 田 和 子 君 | 6 番 氏 家 裕 治 君 |
| 7 番 森 哲 也 君 | 8 番 大 淵 紀 夫 君 |

9番	及川保君	10番	本間広朗君
11番	西田祐子君	12番	松田謙吾君
13番	前田博之君	14番	山本浩平君

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

5番	吉田和子君	6番	氏家裕治君
7番	森哲也君		

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	戸田安彦君
副町長	古俣博之君
副町長	岩城達己君
教育長	安藤尚志君
総務課長	岡村幸男君
財政課長	大黒克己君
企画課長	高尾利弘君
象徴空間整備統括監	笠巻周一郎君
経済振興課長	森玉樹君
農林水産課長	本間力君
町民課長	畑田正明君
税務課長	久保雅計君
上下水道課長	工藤智寿君
建設課長	小関雄司君
健康福祉課長	下河勇生君
高齢者介護課長	田尻康子君
学校教育課長	岩本寿彦君
生涯学習課長	武永真君
消防長	越前寿君
病院事務長	野宮淳史君
代表監査委員	菅原道幸君
象徴空間周辺整備推進課長	舛田紀和君
健康福祉課子育て支援室長	渡邊博子君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	高橋裕明君
------	-------

主 査 増 田 宏 仁 君

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） ただいまから昨日に引き続き議会を再開いたします。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、5番、吉田和子議員、6番、氏家裕治議員、7番、森哲也議員を指名いたします。よろしく願いをいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（山本浩平君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。
議会運営委員会委員長から、本日の会議前に開催いたしました議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。
議会運営委員会吉田和子委員長。

〔議会運営委員会委員長 吉田和子君登壇〕

○議会運営委員会委員長（吉田和子君） 議長の許可をいただきましたので、本日の会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会での協議事項は、定例会6月会議の運営に関する件であります。

審議当日の配付としている議案第12号から議案第22号、諮問第1号及び諮問第2号の人事に係る議案についてであります。古侯副町長から議案の説明があり、いずれも、本日の議事日程といたしました。

これらの議案の取り扱いの協議結果は、議案第12号から第21号までの白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての10議案を会議規則第31条の規定に基づき、一括して議題とすることといたしました。

次に、意見書案についてであります。

各会派代表等から提出された意見書案第5号は、全会派一致により提案いたしますので、議会運営基準により質疑・討論を省略することといたします。

また、北海道森林・林業・林産業活性化促進議員連盟協議会から、意見書提出要請のあった、意見書案第6号は本議会議員会が協議会に加盟していることから、前例により質疑・討論を省略することといたします。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（山本浩平君） ただいま議会運営委員長の報告がありました。
委員長報告に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

○議長（山本浩平君） 次の日程に入ります前にお諮りいたします。

議案の内容等により、先議あるいは日程の変更等をあらかじめ議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

◎議案第4号 白老町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第3、議案第4号 白老町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） それでは、議4―1をお開きください。議案第4号 白老町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について。

白老町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年6月16日提出。白老町長。

新制定の条文につきましては、朗読を省略いたします。

附則です。議4―4をお開きください。

施行期日です。第1項、この条例は、平成29年8月1日から施行する。

第2項につきましては、行政手続条例の一部改正をこの附則の中で行うという改正文でございますので、ここについても朗読は省略をさせていただきたいと思っております。

次のページ、議案説明でございます。町民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とし、条例等に基づく申請、届け出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるよう共通する事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

以上で提案説明を終わります。よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 白老町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号 平成29年度白老町一般会計補正予算（第1号）

○議長（山本浩平君） 日程第4、議案第1号 平成29年度白老町一般会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） それでは、お戻りいただきまして、議1—1でございます。議案第1号 平成29年度白老町一般会計補正予算（第1号）。

平成29年度白老町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,480万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億480万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成29年6月16日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

1番、山田和子議員。

○1番（山田和子君） 1番、山田です。17ページの8目アイヌ施策推進費、象徴空間周辺整備事業の400万円なのですけれども、これ駅北の商業施設に関する事業費だと思うのですけれども、特別委員会だったと思いますが、商工会にこの商業施設については検討していただくという説明を受けているのですけれども、今補正で上がってきて、当初予算で上がってこなかった理由と、あと400万円という金額ですので、多分コンサルタント等に出資、出店への意向調査等

を依頼すると思うのですけれども、もう少し具体的な内容をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 舛田象徴空間周辺整備推進課長。

○象徴空間周辺整備推進課長（舛田紀和君） それでは、私のほうからただいまの質問に対してご答弁させていただきます。

まず、時期的な今回の補正での計上の理由につきましては、商工会さんとの協議の中で民設民営という趣旨の、そういった依頼をかけた時期と、あと当初予算にのせる時期との調整が時期がちょっとずれていたということで当初予算に間に合いませんでしたので、今回改めて補正という形で計上させていただくことになっております。

それから、内訳につきましては、まず今まで協議の中で行っております商工会の事業者さんに対するアンケート調査的なものは実施しておりますが、今後実施していく要点としましては、さらなる事業収支計画ですとか、あと行っていく事業内容の検討を含めた基本構想づくりと、それに向けて経過的に計画的なものが見えてきた段階での今度は構想の図面的なものですとか、そういった部分の実施に向けての全体的な基本構想づくりという形になっております。

○議長（山本浩平君） 1番、山田和子議員。

○1番（山田和子君） 1番、山田です。社台から虎杖浜まで周遊させる目的もありますし、ここ駅北地区だけでお客様の流れが完結してしまうかどうかこの商業施設にかかっているところもあると思うので、十分駅北地区の商業施設に関しては慎重に検討していただきたいと思いますが、見解だけお聞きして質問を終わります。

○議長（山本浩平君） 舛田象徴空間周辺整備推進課長。

○象徴空間周辺整備推進課長（舛田紀和君） 今回補正いたします内容も含みましてご説明させていただきます。

今回駅北に観光、商業ゾーンという形で今位置づけております。これの狙いといたしましては、町の観光、商業機能の強化と既存の商業地の活性化が狙いということがまず1点でございます。そして、駅北整備を行うに当たって、町内地区の例えば虎杖浜から社台までの回遊性も含めた形は昨年調査業務の中で検討しております。そういった回遊性を昨年行った資料をもとに、土台に今後町内の観光、商業の部分の計画を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 2番、小西秀延議員。

○2番（小西秀延君） 同じく17ページの今の象徴空間整備のことについてなのですが、残すところあと3年ぐらいということになっておりまして、これの補助金として出す、今基本構想、そして図面的なものも依頼するということになってはいますが、タイムスケジュール感覚としてはどのような構想になっているか、もうちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 舛田象徴空間周辺整備推進課長。

○象徴空間周辺整備推進課長（舛田紀和君） 今回の補正部分につきまして基本構想的な部分を策定していきます。それで、今現在民設民営という趣旨で我々のほうも実施しておりますが、それに向けて今補助金をいろいろと探している状況にもあります。その中で、今後次年度以降なのですが、そういった計画を確定後、実施設計、それから箱物の部分の建設という流れにはなっていますが、前回の特別委員会のほうで町長のほうでもご答弁ありましたが、2020年ま

で完成形というイメージではなくて、その前後でまずはある程度2020年度までに開設とともに実施していく部分と、あとは観光客の流動的なものの状況も踏まえながら、以降にどういうふうに発展していくかというような形になりまして、まず年度スケジュール的に何年にこういうところというのも今後商工会さんとの協議によって進めていきたいという状態でございます。

○議長（山本浩平君） 2番、小西秀延議員。

○2番（小西秀延君） 全体的な流れに関しては、時期的には2020年ごろということで、確定しないということで理解しましたが、今回の基本構想、また図面に起こすというようなところまではいつまでに区切ってやられるように今回補助金を設定しておりますか。

○議長（山本浩平君） 舛田象徴空間周辺整備推進課長。

○象徴空間周辺整備推進課長（舛田紀和君） 補助金のメニューというのが確定はしておりませんので、詳細時期というのは今お示しできませんが、基本的に補助を活用するということであれば、事業認可のための申請手続等もございますので、早い年内の段階にはある程度実施に向けた計画を詰めていきたいという考えでございます。

○議長（山本浩平君） 2番、小西秀延議員。

○2番（小西秀延君） わかりました。めどとしては年度内というふうに考えてもいいのかどうなのかということと、そこにまちづくり会社構想も町は持っていますが、駅北地区の整備にあわせてそちらのほうも一緒に検討されるのかどうなのか、全く別に考えているのかどうなのかということだけ教えておいていただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 舛田象徴空間周辺整備推進課長。

○象徴空間周辺整備推進課長（舛田紀和君） 事業実施もさることながら、運営主体という部分についても並行して検討を進めていく考えであります。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。同じ17ページの児童福祉費のところ、議長、海の子保育園とはちょっと違うのですが、今回の予算で計上されると思ったのが計上されていないので、そのことについて伺いたいと思いますが、よろしいですか。

○議長（山本浩平君） 関連質問許します。どうぞ。

○5番（吉田和子君） 保育料の無償化のことについてお伺いしたいと思います。

5歳児の保育料の無償化を実施するということになっていますが、29年の予算書にもものっていませんし、今回の補正でのってくるのかなと思いましたがのっていませんので、これはいつそれを計上してこられるのかということと、それから私3月に質問したときに道の第2子以降の保育料の無償化についての質問をいたしました。あわせて検討するということでしたが、どのように検討されたのか。他市町村では今月の補正でほとんど実施するところのはっているのです。でも、白老町はのっていませんので、やらないということなのかどうなのか、その辺伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） 保育料についてのご質問でございます。

まず、5歳児の無償化につきましては、当初予算に組み込んでおりますので、3月の予算審議のときに計上させていただいております。

また、道で実施しております第2子以降の無償化につきましては、正式通知が来たのが4月以降ということになります。現在の保育料の算定が年2回ということで、4月、9月ということの2回になってございます。正式通知が4月以降でしたので、9月の改定のときに道の制度も組み入れまして保育料の算定を行っていきたくて思っております。4月から8月分までなのですけれども、これにつきましては9月の保育料の中で遡及分として含めてお返しするなりということになるかというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） 申しわけありません。では、措置費の中に入っていたのかなというふうに思いながら今聞いていたのですが、予算書全部見てみたら別枠ではなかったの。では、5歳児の無償化については何名が対象で幾らの予算になっていたか、ちょっと確認の意味で教えていただきたいと思えます。

それと、今お話がありましたけれども、4月にその通知があったので、間に合わなかったということなのですが、他市町村はみんな6月にのせているのです。なぜ9月なのか。返せばいいのですということになるのかもしれませんが、親御さんにとって保育所に預ける、預けないの前提として保育料の計算というのが頭にあるのです。だから、返すからいいのではなくて、できればきちっと最初からそのことが明確にされたほうが。これは何のためかという、保育料の負担を軽減して保育料の無償化を図っていく、教育費の無償化を図っていくということの前提の道なり国なりの方針だと思うのですが、そのことが計上されないで、なぜ間に合わないのか。間に合っているところもあるのになぜ間に合わないのかわかりませんが、私も3月に質問していますし、検討する時間が本当になかったのか、その辺何なのかなというような疑問をちょっと抱くのですが。

○議長（山本浩平君） 渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） まず、5歳児無償化の対象人数なのですが、70名程度ということ。金額については、正確な金額を後ほどまたお伝えさせていただきたいと思えます。

あと、今回の道の第2子以降の無償化についてなのですが、4月以降正式通知が来たということなのですが、他市町村の動向も確認しながらということだったので、こちらのほうでもいろんな状況も確認しながら進めていったのでありますけれども、うちのほうではなかなか事務手続上も6月にのせるのが難しかったということがございました。他市町村ではそこは早急に進めていったというふうなことだと思います。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 私のほうから1点目の5歳児の無料化の予算措置という部分でお答えしたいのですが、当初予算でももちろんその部分は見ているということなのですが、この措置につきましてはあくまでも5歳の方の保育料が今までかかっていたのがかからなくなるということで歳入が減額になっているということなものですから、改めてこの事業名

とかそういうものは出ておりませんで、昨年と比較して歳入、いわゆる保育料分が減っているというような状況の計上になっているということですので、見えないというようなことかなと思います。よろしくお願いします。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。手続上、忙しかったというか、そこまでいかなかったということなのですが、私3月に質問したときに、該当する人数は23名くらいで、260万円ぐらいの金額になりますという説明も受けているのです。ですから、あとは保育の申し込みがなければ人数的なものは確定しないでしょうし、もちろん申し込みは受けて実際実施されているわけですから。これは、経済的に大変な人、それからいろんな思いで働いている方々、そういった家庭、少子化の対策の一つとして、それから子育ての支援策として実施されているものなのです。ですから、全市町村、ほかの市町村で実施するということができているというのなら私はそうなのだろうなと思いますけれども、少子化で子供がどんどん減っている厳しい状況下の白老にあって、そういったことが目に見えて知っていく、こういうふうにやってくれているということがどこよりも早くわかるということが少子化対策を先んじてやっている、5歳児の無料化が私は飛んでしまうような気がするのです、せつかくそういうふうにして取り組んでいることが本当に明確に皆さんに示されていくということが少子化対策をしっかりやっているという白老町の行政のあり方だというふうに私は捉えています。ですから、業務が大変忙しいのはわかりますけれども、3月から見ると今はもう6月ですので、検討できたのではないかなと、そういうものが私の中からは消えないのですが、それが1点と。

それから、今そういうふうにお話しされたということは、これは実施されるというふうに、実施しない自治体もあるのです、やらないというところもあるのです、だから、私は今回補正にのってこなかったということは、5歳児の無料化をしたので、道のほうの第2子以降の無料化についてはやらないのかなというふうに捉えて今回質問をしようと思ったのですが、やるというふうに捉えていいかどうか、その辺伺っておきます。

○議長（山本浩平君） 渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） 3月の議会するときにも金額とか対象人数とかお伝えしました。この制度につきましては、導入する考えで検討はしております。今後関係課とも調整は必要になってくるかと思えますけれども、導入に前向きに検討しておりますので、ご理解ください。

それと、先ほど5歳児の無償化についてなのですけれども、今財政課長のほうからお話あって、歳入の部分だということで、なかなか表には見えてはきていないのですが、実際に金額として890万円ほど、無償化して890万円ほどの歳入減というふうになってございます。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） 12番、松田です。17ページの19節の駅北地区整備調査支援事業について、これに関連してちょっとご質問いたしますが、この裏に花とみどりの会というのがありますよね、たしか600万円ぐらいの補助金を出して花と緑を育てている。花と緑を育てているこの施設がどうなるのかなということと、花とみどりの会の精神、これはどんな精神で花とみどり

の会がやっているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 本間農林水産課長。

○農林水産課長（本間 力君） フラワーセンターの活動の関係でございます。

現時点で駅北の方向性というものがまだ時期においては今定まっておきませんので、具体的にフラワーセンターがあそこから移転するかどうかというところは今後の調整になってくるといって状況で担当課としては押さえています。花とみどりの会、松田議員もご承知のとおり、町内の環境美化活動に非常に多く取り組まれておきまして、町としてのもこの緑化活動に関しましてはフラワーセンターをなくすということには間違いなくありませんので、この3月、4月時点ですけれども、担当課として役員の方には、将来的にあそこで活動ができなくなる可能性はあると、そのかわり町として責任持って移転候補先、そういったところを役員の皆さんと一緒に場所探しも含めて早い時期、そこになった時点で決めるというのでは遅くなりますので、毎年活動が途切れず継続できるように、我々としても29年度からそういった想定で準備をさせていただいております。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） 花とみどりの会が白老の環境に与えている。私はこれを聞きたくて言ったのではなく、本当に聞きたいのは、役場周辺の芝が全て除草剤で真っ赤になっている。町長の窓の下まで真っ赤になっている。これは除草剤まかなかったらああならないのだけれども、どうしてあんなったのか。どうして今役場の周辺の緑が消えたのか、その理由を聞かせてください。

○議長（山本浩平君） 岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 今のお話、実は私も承知しておりませんでした。至急その辺については調べて、ご答弁をさせていただきますが、周辺が真っ赤になっているという状況も実はそこまで確認しておりませんでしたので、すぐにしたいと思います。大変申しわけありません。

○議長（山本浩平君） では、後ほど答弁いただくということで。

12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） 私は、このたび定例会で車を駐車した段階で気がついています。全て除草剤をまかれています。この周辺全部。この前のそこにあるタモの木も前の杉も全て真っ赤です。これは誰がまいたのかわかりませんが、間違いなく除草剤です。除草剤でなかったら、もう草刈りしなければならぬ時期なのに、していないでしょう、青くなっていないから。役場というのは、やっぱり町民のよりどころです。それから、緑というのは白老の売りどころです。白老のまちは山に囲まれて、緑に囲まれて、ポロトも緑に囲まれてというのが白老の売りでしょう。白老を売っているのはそこにあるのだ。その白老の一番の根本である役場前が真っ赤に、緑が消えている。これ除草剤に間違いありません。

今象徴空間でおもてなしとかなんとかとやっているけれども、役場が古いから、ここに訪れる人は決して役場が古いなんて批判はしないと思うのです。私らもよその役場に行きます。役場というのは、入り口をきれいにする。周りをきれいにする。ここを見たら、どんなまちの姿かわかります。緑というのは、二酸化炭素を吸収して酸素を出しているのです。今化学の時代

ですから、石油化学とともに私らは生きられているのですが、アラブでは草がないから、日本の草を、酸素をアラブに供給してやって、そしてアラブから石油をもらっているのです。これが環境というものなのです。トップの会議があるでしょう。ですから、役場の姿勢が面倒くさいから草は枯らせてしまえ。今町民は、白老で466キロの町道があります。ここに全部50センチから1メートルの管理用地ある、どこの前でもある。この草だって、みんな日曜日に汗をかいて刈っているのです。除草剤まく人もたまにはいます、年がたって草刈れなくて。だけれども、ほとんどは手刈りで刈っています。私も先週北吉原の道路をずっと刈りましたよ、管理用地。役場だけはなぜ、こんなすばらしいタモの木があって、前に杉の木があって、町長の窓の下ですよ、町長、気がつかないのですか。緑とまちの7割の森林を売り出している、そして言っているまちが役場の前の青々と今迎えられる季節を真っ赤に、面倒くさいから除草剤をまいているような役場がどうしておもてなしなのですか。町長の責任ですよ、これは。この薬剤をまいたやつはとんでもない違反やっているのです。どうですか。

○議長（山本浩平君） 岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 庁舎管理は私の責任であります。その私が除草剤をまいていたという、そういうことは確認もしていなかった。今多分調査していると思いますが、そのこと自体知らなかったということもそういう意味では本当に申しわけないし、私の管理が行き届いていなかったということでございます。大変申しわけありません。

ただ、職員は日ごろ庁舎管理においては本当に一生懸命やってくれておまして、冬から秋にかけてもいろいろと外回りも一生懸命やってくれております。そういう中で一部不適切な対応があったということについては、早急に指導して直させます。今後除草剤をまく、まかないについては、場合によっては必要などころもあるということもありますので、それは私のほうにきちっと報告をして、その使い方も含めてきちっとした指導をしたいというふうに思います。大変申しわけありませんでした。

○議長（山本浩平君） もう一回、もしあるのならいいですよ。

12番、松田謙吾議員、許します。

○12番（松田謙吾君） 白老のみどりの会も、先ほど聞いたのは少しでもまちをきれいにしてやっています。そして、みどりの会が白老町内全ての町内に花の供給もしています。これもみんなもう年がたって、草も取れなくて、畑も起こせなくても、私の町内会も40坪ぐらいやっています。そして、何人か出て畑を起こして、草を取って、これは何のためにやっているかといったら、まちをきれいにして、少しでも町民が喜ぶためにやっているのです。役場がもう少し、役場の前の赤々したのにみんな気がつかない、総務課長気がつかないと言ったけれども、気がつかないのではおかしいのです。それぐらいの心配りが職員の仕事なのです。そういうことで、あの芝を張りかえるとまではいかない。だけれども、恐らく9月までは青くなりませんよ、この玄関周りは全部。ですから、私は、これから役場に来る町民から恐らく小言は言われると思いますよ、あきれられて。ですから、そのぐらいの気配りは私は必要だと思います。この程度にしておきます。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今松田議員からのお話がありました件、庁舎管理は総務課長を中心にしながらやっておりますけれども、理事者の管理含めて私のほうからもその状況につきましてしっかりと把握をして対応したいと思っております。ただ、おっしゃるとおり、白老町にとってまち全体が80%森林で覆われている、その中での自然はこの白老の生きる命といえますか、そういう認識は強く持って、行政そのものの中でさまざまな観点から進めておるところでございます。そういう中であつての心配り、心配りだとか目配り等々がいろんな意味で、ただ単に草刈りの草の問題だけではなくて、庁舎そのものを含めて町民の皆様方をお迎えする、それに対する対応の仕方、そういったものも含めて今後しっかりと指導しながら、私ども理事者含めて襟を正して業務に当たってまいりたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 除草剤をまいたかどうかの確認をしました。それで、やはり事実があります。大変申しわけありません。今後そのようなことがないように注意したいというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。1つは、19ページの白老駅周辺施設整備調査事業、この内容をもうちょっと詳しく答弁をしていただきたい。

それと、もう一つ、今まで議論になりました17ページの象徴空間整備事業、これ起債なのだけれども、19ページのほうは基金からきちっと繰り入れて象徴空間の費用で行っているのです。977万円かい、これは基金繰り入れしているのですけれども、17ページの400万円というのはポロトを売ったお金でこれをやるというような、起債なのだけれども、それをやるというような理解でいいのですか。財源の中身です。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） まず、私のほうから最初に2つ目のご質問で17ページの象徴空間周辺整備事業の400万円の財源の関係でございますが、これにつきましては象徴空間の関連の事業になりますけれども、あくまでも国の交付金であったり、あるいは有利な起債であったりというものを可能な限り充てると。それで、そういうものを充てられない一般財源を伴うものについては、ポロトの土地の売り払いの一般財源、財調に積んでいるものから取り崩して充てるという方向で考えておまして、今回の象徴空間周辺整備事業の400万円につきましては過疎債のソフト分ということで今回考えておまして、全額起債ということでございますが、そのうちの7割は交付税措置されているというような状況での財源となっております。

○議長（山本浩平君） 舛田象徴空間周辺整備推進課長。

○象徴空間周辺整備推進課長（舛田紀和君） 私のほうから19ページの負担金に関する中身についてご説明させていただきます。

現在白老駅にかかっております人道橋のかけかえ計画に伴いまして、今現在JR北海道さんと道、それから白老町と三者でいろいろ協議を進めております。それで、かけかえに伴いまして今後新たに計画する橋のかけかえ位置に関して、今駅前にJRの電気設備の上屋が建ててございます。この電気施設の上屋から電気系統が軌道内にいろいろ張りめぐらされておまして、

橋梁をかける位置を決定するですとか、あとはかけかえに伴う工事部分につきましていろいろと電気設備の埋設部分、それから上空部分に関してある程度きちっとした配置図をつくっていただかなければ、今後の協議にいろいろと支障を来すということがJR協議の中で発生いたしまして、それについて今回計上させていただいている案件でございます。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。今の説明で7割交付税で戻るということだから、その分については国からお金が、そこは交付税の議論はあるのだけれども、百歩譲ってもそうなるのかもしれないけれども、結果としてそういうことを起債で認めてやっていると、象徴空間の整備が一般財源で例えば残った3割は払うわけでしょう、一般財源というか、これからの償還の中で払っていくと。そうすれば、1億5,000万円かな、今残っているポロトを売ったお金で基本的にはやると言っているのだけれども、例えばそういうことがもともとも起債だとかいろいろ名目でやっていけば、そういうふうになってしまうのではないですか。一般財源を使うということになるのでないですか。当初は、象徴空間の整備、周辺整備は土地を売った金でやるというふうになっていたのですよね、基本的には。ですから、そこはやっぱりきちっとしないと、例えば過疎債以外の起債でやった場合とか、いろいろなものが出てきたときに、それは基本的には一般財源使うということになるのではないのかと思うのだけれども、そこら辺の見解1つ。

それから、そちらの中身はわかりました。ただ、跨線橋は白老町のものでそうですけれども、JRとの関係で跨線橋の部分についてはやらなくてはいけないということはわかりました。JRさんがどれぐらいすみ分け、町と道と例えば国、一般質問でも聞いたように国家プロジェクトなわけなのです。だから、例えば駅舎はJRの民間のものであるということなのでしょう。そういうところのすみ分け含めて、町の立ち位置というのかな、そこがきちっとしていかないとJRにお金出さないと何もやってもらえないというようなことにならないようにしてほしいと思うのです。我々もJR利用しているわけだから、こちらのほうも何か危なくなっているみたいだけれども、日高線も危なくなっているし、そんな中で一体何なのだというふうに思わざるを得ないのだけれども、余り言うとまた面倒なことになるのかもしれないけれども、そこら辺の町の立ち位置をしっかりと、JRと交渉というか、当たってほしいと思うのだけれども、きちっと明確にして、町の仕事とJRの仕事を明確にしてやれるような方法を考えてほしいと思うのだけれども。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 象徴空間関連の事業につきましては、特別委員会でも、今後の想定される事業は別にしまして、ここ二、三年の事業という部分は一覧表等で当初からある程度お示ししているかと思いますが、その中でも財源の関係につきましては国の交付金、それから起債、それと一般財源というような分けで積算してございまして、その起債につきましても全く起債を借りないで国と一般財源というわけではなく、やはり起債も活用しながら、今回のこれからも含めて周辺整備事業はやっていかなければならないという考えでございます。ですから、全てを売払収入でやるということではなくて、あくまでも国の交付金と、それから起債、

できれば有利な起債、そのほかにどうしても一般財源が出てきますので、その一般財源についてはポロトの売払収入を積み立てている財政調整基金からこれを取り崩してやるという基本的な考えでございますので、あくまでも起債の借り入れという部分を排除しているというわけではございません。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） JRの関係でございますが、まず跨線橋の部分は町の財産ですので、この点をご理解いただいたと思います。関連して駅舎ですとかホームの関係、これは一般質問でもございましたが、あくまでもJRさんの財産ですから、その部分での交渉というのはまさに今JRさんとの交渉を進めているところでありまして。町の立ち位置なのですが、この事業主体がどこになるかというところの交渉を行っているところです。これが事業主体がJR北海道ということになれば、それはJRさんで進めなければなりませんし、そのことが国の支援があって仮に町が動くということも、これはなきにしもあらずかなというふうに思っています。いずれにしても、町の立ち位置としては、相手の財産ですから、町がやるのではなくて、まずは相手方をお願いしているというのが現状でございます。最終的には事業主体がどこになるかというところを今交渉を持っていますので、今交渉中というところでご理解いただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。基本的には理解しました。それで、象徴空間の整備関係はそういう形にも、もちろんそのために起債の枠もふえている部分も年度別にありますよね。ですから、そういうことを多分見越しているのだとは理解できるのですけれども、その金額をきちっと押さえながら、周辺整備でどれぐらいかかっているかということもきちっと押さえながら進めるべきだと思うのです。そうでないと、今の財政状況というのは私は決して安心できる状況ではない。そういう中で考えたときに、そこをどう、JRの問題もそうなのですけれども、どう町がお金出さないできちっとやってもらえるかというようなことを考えなくてはいけないでしょう。そのときには、我々自体も財政分析がきちっとできるような仕掛け、仕組みをつくってほしいのです。ですから、起債だから起債一本で、全部起債大枠でまとめてしまうのではなくて、周辺整備の関係ではこれぐらいということで、きちっと議会もわかるような財政の中身にしてほしいのですけれども。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） ただいまのご質問ですけれども、今後の周辺整備の事業も含めまして、トータルでこの周辺整備にどのぐらいお金がかかっている、そのうち財源はこういうような財源使っていますという部分はもちろん全てきちっとお示しするという考えでございますし、もう一つ、先ほどちょっと言い忘れたのは、周辺整備に係る起債が軒並みふえてしまうとそれがどんどんふえていくのではないかというようなおそれもあるかなというふうに思うのですけれども、まずは一般財源で基本的なスタンスとして縛りはかけています。あくまでも売り払いの収入の中でやるのが基本です。それと、起債のほうにつきましては、今のプランでの7億5,000万円、この範囲内で何とかおさめたいという、これが基本ということで考えています。

両方縛りをかけた中で、どれだけこの周辺整備に財源をかけていくのかという部分をきちっとお示ししたいと思いますし、逆に仮にそれ以上もし何らかの形で今後かかる場合があるとすれば、それは改めて議会のほうと議論、ご相談をさせていただきたいというふうを考えてございます。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑のございます方はどうぞ。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 平成29年度白老町一般会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（山本浩平君） 反対、12番、松田謙吾議員。

賛成多数により、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号 平成29年度白老町介護保険事業特別会計補正 予算（第1号）

○議長（山本浩平君） 日程第5、議案第2号 平成29年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 議2-1をお開きください。議案第2号でございます。平成29年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。

平成29年度白老町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,603万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,461万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年6月16日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 平成29年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 平成29年度白老町立特別養護老人ホーム事業
特別会計補正予算（第1号）

○議長（山本浩平君） 日程第6、議案第3号 平成29年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 議3-1をお開きください。議案第3号 平成29年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）。

平成29年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ124万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,494万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年6月16日提出。白老町長。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 平成29年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたしたいと思います。

◎議案第5号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第7、議案第5号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

久保税務課長。

○税務課長（久保雅計君） 議5—1ページをお開きください。議案第5号でございます。白老町税条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年6月16日提出。白老町長。

次に、議5—9ページをお開きください。附則でございます。

（施行期日）

第1条、この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1号から3号までの施行期日につきましては、記載のとおりでございますので、朗読を省略させていただきます。

次に、議5—9ページ中ほどの第2条、町民税に関する経過措置から議5—12ページの下段の第6条につきましては、先日6月16日の議案説明会で説明させていただきましたので、経過措置等の規定に関しましては朗読を省略させていただきます。

続きまして、議5—13ページをお開きください。議案説明でございます。地方税法等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の改正を行う、本条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 白老町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第8、議案第6号 白老町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

久保税務課長。

○税務課長（久保雅計君） それでは、議6—1ページをお開きください。議案第6号でございます。白老町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年6月16日提出。白老町長。

次に、附則でございます。

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

第2項、この条例による改正後の第2条の規定は、平成29年4月1日以後に新設され、または増設される設備について適用し、同日前に新設され、または増設された設備については、なお従前の例による。

次に、議6—2ページをお開きください。議案説明でございます。過疎地域自立促進特別措

置法の一部を改正するが施行されたことに伴い、減価償却の特例及び地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置の対象業種について情報通信技術利用事業を廃止し、農林水産物等販売業が追加されたことから、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

白老町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(課税免除)</p> <p>第2条 町長は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の適用を受ける製造の事業、<u>情報通信技術利用事業</u>(過疎法第30条に規定する<u>情報通信技術利用事業</u>をいう。)又は旅館業(下宿営業を除く。)の用に供する機械及び装置(製造の事業又は<u>情報通信技術利用事業</u>の用に供するものに限る。)並びにその事業に係る家屋(その取得価格の合計額が2,700万円を超えるものに限る。以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に対し課する当該特別償却設備及び当該家屋の敷地である土地(土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があったものに限る。)の固定資産税について、新たに固定資産税を課せられることとなった年度から3年度に限り免除するものとする。</p>	<p>(課税免除)</p> <p>第2条 町長は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の適用を受ける製造の事業、<u>農林水産物等販売業</u>(過疎法第30条に規定する<u>農林水産物等販売業</u>をいう。)又は旅館業(下宿営業を除く。)の用に供する機械及び装置(製造の事業又は<u>農林水産物等販売業</u>の用に供するものに限る。)並びにその事業に係る家屋(その取得価格の合計額が2,700万円を超えるものに限る。以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に対し課する当該特別償却設備及び当該家屋の敷地である土地(土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があったものに限る。)の固定資産税について、新たに固定資産税を課せられることとなった年度から3年度に限り免除するものとする。</p>

○議長(山本浩平君) ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

11番、西田祐子議員。

○11番(西田祐子君) 11番、西田でございます。今回の改正なのですけれども、情報通信技

術利用事業を削除して、農林水産物販売業をすると。これにおける白老町のこれにかかわる方々、事業者さんというのですか、そういう方々とか、またこれによって課税がどのように変わっていくのか、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時16分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

久保税務課長。

○税務課長（久保雅計君） 大変申しわけございません。

こちらのものにつきましては、まず適用期限が2年間延長されておまして、中でも法律の改正がございましたので情報通信技術利用事業は除外され、これは法律で決まっておりますので農林水産物等販売業が追加されているものでございまして、こちらにつきましては合計金額が2,700万円を超えるものに限るということになりまして、また、これにつきましては固定資産税は3年度に限り免除されるという制度でございまして、ただ、固定資産税免除されたものにつきましては地方交付税の措置がございまして、実際課税は免除されますけれども、交付税措置で一部戻ってくる形にはなりますので、そういうような制度でございまして、ですので、町としましては税収は、例えば設備投資されて税収はふえるはずなのですが、3年間免除されますので、その免除されたものというのは本来課税するものなのですから、免除されたものが交付税措置で戻ってくるというか、収入得られないものですから、その得られない部分に関して交付税で一部お金が補填されるという制度でございまして。

現在のところ対象となる、今後そういう農林水産物の販売所が合致するものが設備投資された場合、その申請に基づきまして基づいて課税の免除というのをしますので、合致するかどうかというのは、今後こういう販売所を建設したいのですがということで担当課のほうに申請があったりしますけれども、それをもってうちのほうも申請を受ける。こういう言い方していいのかわかりませんが、その設備を建設するに当たって固定資産税の免除を受けられるかどうか、そういうのも確認、多分業者さんのほうでされると思うのです。そういうものを事前にお話する中で、対象となればぜひこういう制度は使っていただきたいですし、事前にそういうご相談を承れば、我々のほうとしても喜んで協力させていただきたいと思っておりますので、そういうこととさせていただきます。

○議長（山本浩平君） よろしいですか。

〔「現在はないということですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 久保税務課長。

○税務課長（久保雅計君） 現在というか、こちらの適用が4月1日以降からのものですので、これから建設なりされるということになると思っておりますので、これからの制度ということになります。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 白老町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号 胆振支庁管内公平委員会規約の変更について

○議長（山本浩平君） 日程第9、議案第7号 胆振支庁管内公平委員会規約の変更についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 議案第7号でございます。胆振支庁管内公平委員会規約の変更について。

地方自治法第252条の7第2項の規定により、胆振支庁管内公平委員会規約を次のとおり変更する。

平成29年6月16日提出。白老町長。

改正規定は朗読を省略いたします。

附則でございます。この規約は、公布の日から施行し、平成29年6月1日から適用する。

次のページでございます。議案説明でございます。平成29年6月1日付で西胆振消防組合の名称が変更されることに伴い、胆振支庁管内公平委員会規約を変更することについて、地方自治法第252条の7第3項の規定により準用する同法第252条の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。

胆振支庁管内公平委員会規約新旧対照表

改正前	改正後
別表（第1条関係） 伊達市 豊浦町	別表（第1条関係） 伊達市 豊浦町

壮瞥町 白老町 厚真町 洞爺湖町 安平町 むかわ町 安平・厚真行政事務組合 <u>西胆振消防組合</u> 胆振東部消防組合 胆振東部日高西部衛生組合	壮瞥町 白老町 厚真町 洞爺湖町 安平町 むかわ町 安平・厚真行政事務組合 <u>西胆振行政事務組合</u> 胆振東部消防組合 胆振東部日高西部衛生組合
---	---

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 私のほうから単純な質問なのですが、胆振振興局管内という言葉にはならないのですね。これまですっとこのままのこういう言い方になっているのでしょうか。単純な質問。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） そうです。公平委員会の名称自体の変更ということが総合振興局ということとは別に扱ってございますので、この名称自体の変更はまだないというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号 胆振支庁管内公平委員会規約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号 財産の取得について

○議長（山本浩平君） 日程第10、議案第8号、財産の取得についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 議8—1をお開きください。議案第8号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得するものとする。

平成29年6月16日提出。白老町長。

1、取得する財産（物品）、品名、電話交換設備、台数、一式。

2、取得予定金額、2,484万円。

3、取得の目的、役場庁舎電話交換設備の更新。

4、取得の方法、北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業に基づく譲渡。

5、契約の相手方、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道自治会館内、北海道市町村備荒資金組合組合長、棚野孝夫。

次のページです。議案説明でございます。財産（物品）を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号 財産の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号 財産の取得について

○議長（山本浩平君） 日程第11、議案第9号、財産の取得についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 次に、議9—1でございます。議案第9号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得するものとする。

平成29年6月16日提出。白老町長。

1、取得する財産（物品）、品名、パーソナルコンピューター、台数、40台。品名、モノクロレーザープリンター、台数、3台。

2、取得予定金額、911万5,200円。

3、取得の目的、役場庁舎OA機器の更新。

4、取得の方法、北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業に基づく譲渡。

5、契約の相手方、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道自治会館内、北海道市町村備荒資金組合組合長、棚野孝夫。

次のページでございます。議案説明です。財産（物品）を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第9号 財産の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号 財産の取得について

○議長（山本浩平君） 日程第12、議案第10号、財産の取得についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 議案第10号でございます。財産の取得について。

次のとおり財産を取得するものとする。

平成29年6月16日提出。白老町長。

1、取得する財産（物品）、品名、マイクロバス、台数、1台。

2、取得予定金額、699万840円。

3、取得の目的、地域循環バス「元気号」運行路線の改正に伴う車両整備。

4、取得の方法、指名競争入札による購入。

5、契約の相手方、札幌市東区北19条東1丁目2番5号、北海道日産自動車株式会社法人販売部部長、岩間輝。

次のページでございます。議案説明でございます。財産（物品）を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決を求めらるるものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

6番、氏家裕治議員。

○6番（氏家裕治君） 6番、氏家です。大変よいことだと思います。この1台を購入する内容なのですが、使用燃料がこれはガソリン車ということであります。ディーゼルという選択肢もあったような気がするのですが、今この手のバスというのはディーゼル車がないからガソリン車にしたのか。次の議案にもちょっとかかわってくるものですから、なぜ今回これをガソリン車にしたのか。例えば維持経費的なことで考えればディーゼル車、燃費もさほど変わらないぐらいのディーゼル車があると思うのですが、なぜ今回ガソリン車を選んだのかということで1点だけ教えてください。

○議長（山本浩平君） 高尾企画課長。

○企画課長（高尾利弘君） 燃料の関係なのですが、今マイクロバスの種類としては、日野だとかトヨタだとか日産があるのですが、日産については今ガソリン車しかないということでお伺いしております。実際うちのほうでは特定した形では、要するに仕様の中でガソリン車ですとか、ディーゼル車をお願いしますということはしてはございません。その中で、本来メリット、デメリットそれぞれあるのですが、今確認している中では、当然初期費用はディーゼル車のほうが安い。初期費用というか、購入価格はディーゼル車のほうが安いという部分があるのですが、メンテナンス費用、ガソリン代についてはディーゼル車のほうが若干安いということがあります。ただ、日産がガソリン車しかないということで、特定はしない中で、その部分はなぜかという、住宅街を走るので、静音性だとかということで、それはそれでガソリン車としてのメリットがあるということで、特定しないという状態で入札をかけたということになってございます。

○議長（山本浩平君） 6番、氏家裕治議員。

○6番（氏家裕治君） この入札の制度自体が僕は余り理解していないので、今の課長の説明がよく理解できていないのだと思うのだけれども、次の議案のことでかぶせていいのかどうか分からないのですが、議長、どうですか、次のやつも同じ。

○議長（山本浩平君） 関連があるのなら構いません。どうぞ。

○6番（氏家裕治君） 同じバスなのですが、ディーゼルなのです。でも、性能的にいても、町の元気号というのは例えば図書館の移動バスに比べればずっと長い距離を走るので

す。長い距離を走るということは、リットル当たりの距離数にしてもさほど変わらない。逆にディーゼル車のほうが燃費のいいものがあるみたいなどころもあるのです。これだけ財政が大変だと言っているときに、今は昔と違ってディーゼルもガソリンもさほど、乗り心地悪いとか、そういうことはないのです。ですから、そういったことも含めて考えると、もう少しこの入札のあり方自体を考えるべきではないのか。今回僕は反対するとか賛成するとかという問題ではなくて、入札のあり方自体を考えるべきではないのかなと思うのですけれども、その辺については。

○議長（山本浩平君） 高尾企画課長。

○企画課長（高尾利弘君） 申しわけございません。先ほど説明がわかりにくかったということで、端的に言いますと、今回につきましては仕様書の中で、入札かけるに当たって仕様書をつくるのですけれども、マイクロバス何人乗りですとか、そういう形の仕様書をつける。例えばステップをつけてくださいだとかつける中で入札を行うのですけれども、今回ガソリンかディーゼルかについては指定していなかったということがまず今回の状況であります。金額的なものもあって、今回寄付でやるということで、なるべく金額を抑えて、この後若干まだ営業仕様に変えるだとかということもあるものですから、寄付を800万円いただけるということの範囲内でやるということで、初期投資の安い部分も含めて考えたのです。メリット、デメリットという部分では、今言ったように長く使うためにはガソリン車としてのメリットもあるのです。メンテナンスが比較的簡単だとか……

〔「ディーゼルのほうが簡単だ」と呼ぶ者あり〕

○企画課長（高尾利弘君） これは業者のほうに確認した話なのですけれども、メンテナンス費用がかからないという、簡単で費用がかからないということでお話受けて、それで日産のほうでは、昔ディーゼルもあったのですけれども、今全部ガソリン車にかえているということのお話は聞いております。その辺で総体的に考えたとき、ランニングコストまで本来的には出してということもあるのでしょうかけれども、そういう形で入札ということもありますので、その辺でいろんな全ての車種が対応できるということで今回指定はしなかったということです。

○議長（山本浩平君） 6番、氏家裕治議員。

○6番（氏家裕治君） こういうありがたい寄付の中で今回この1台を購入させていただくということに対しては、本当にありがたいなという思いでいますので、それについてどうのこうの言うものではないのです。ただ、仕様書の云々という話が今出ましたので、仕様書の中で考えると、結局は寄付でいただいたお金の中で買われたバスにしても、ランニングコスト的な面で考える。これが行政なのです。そうであれば、最終的に例えば維持経費というのは安く済めば済むほどいいわけですから、今軽油とガソリンの燃料の比較をしてもリットル当たり20円ぐらい違う時代なのです。そう考えると、長く距離を乗る元気号にとってはそれ以上の効果というのが出てくると思うのです。ディーゼルとガソリンのエンジンのメンテナンスのことについては私はプロではないからわからないけれども、昔からよく言われるのはディーゼルのエンジン構造というのはそんなに難しいものではなくて、そして今CO₂の排出の部分についても相当考慮されてできている。逆にディーゼルが今見直されているという時代でもありますので、

そういったことも含めて今後の仕様書のあり方については考える余地があるのではないのかなと思いますので、ぜひそういったところも考慮して今後の入札に臨んでいただきたいと思いますと思っています。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） これまでの経緯につきましては今企画課長の答弁したとおりですけれども、今後のこのような自動車あるいはバス等の購入につきましては、今後のランニングコストも含めまして、ガソリンがいいのか、あるいはディーゼルがいいのかというようなところも十分議論した上で車種の決定という部分を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時37分

○議長（山本浩平君） 再開いたします。

ほか質疑ございます方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第10号 財産の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号 財産の取得について

○議長（山本浩平君） 日程第13、議案第11号、財産の取得についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

岩本学校教育課長。

○学校教育課長（岩本寿彦君） それでは、議11—1をごらんください。議案第11号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得するものとする。

平成29年6月16日提出。白老町長。

1、取得する財産（物品）、品名、移動図書館車、台数、1台。

2、取得予定金額、1,533万6,000円。

3、取得の目的、移動図書館車更新。

4、取得の方法、指名競争入札による購入。

5、契約の相手方、白老郡白老町字竹浦135番地6、有限会社虎杖浜自動車工業代表取締役、小澤康一。

次のページ、議11―2、議案説明でございます。財産（物品）を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） 12番です。まず、1つは、同じようなバス同時に買うのに、なぜ同じ会社から買わなかったのか。この一つの疑問。1台買うより2台買ったほうが安くなったのではないかなと思うのです。この疑問1つ。

それから、私は有限会社虎杖浜自動車工業がどうのこうの言うて質問するわけではありません。この入札の仕方を聞きたいわけでありませぬ。ご理解していただきたいと思ひます。今言ったこと1つ、同時に同じ車を買っても2台買ったほうが安く上がったのではないかなと。経費節減のためにです。

それから、もう一つは、これ全長も同じ大きさなのだ。6.99で同じ大きさ、バスの大きさ。それから、排気量は今の11号の議案のほうが小さいのです。それから、先ほどガソリンと軽油の話あったのですが、私この前にも質問した。一酸化炭素の話したのですが、これが二酸化炭素なのです。CO₂、要は大気汚染の問題。このことを先ほど言いたかった。それは別として、こういう同じような車で。

それから、もう一つは、この車のメーカーがないのだ。車の名前、トヨタの車だっていっぱい名前ありますよね。バスにも名前あるはずなのですが、名前ないということは、私は虎杖浜自動車でつくったのかなと思ひているのです、トヨタとか三菱がないから。どこでつくったか名前ないのなもの。車名がないわけ。これも私は1つ疑問に思ひました。私は虎杖浜自動車が製造しているのかなと今言ったけれども、なぜメーカーから直接買わないのかということが1つ。

それから、先ほど言ったガソリンとディーゼルの違いはあるけれども、それから中の設備もあるのだけれども、図書館だから。値段が倍なのです。同じような車、長さも同じ、排気量はむしろ今お話ししたとおりで、値段は倍。メーカーから買うことでなく、地元の自動車会社から買った。このことがどういう意味でこういう入札の仕方するのかということ。

まず、今言ったことを質問したいと思ひます。お聞きしておきたいと思ひます。

○議長（山本浩平君） 岩本学校教育課長。

○学校教育課長（岩本寿彦君） なぜこの業者かということですが、今回このバスの

購入に当たりまして、本来であればメーカーさんのほうというようなことにもなるのですけれども、当初メーカーさんのほうで担当のほうで準備は進めていたのですけれども、先ほどお話しした日産のほうでディーゼル車が製造されていないということと、もう一社が入札に参加する資格の要件を満たしていなかったということがございまして、こういったことから地元の公用車のリース実績のございます業者5社のほうにちょっと確認をさせていただきまして、見積もりをお願いしたところ、町内事業者の5社のうち3社のほうから参考見積もりがいただけたということで、それを踏まえまして3社による指名競争入札をさせていただいたということでございます。

それと、なぜ先ほどの議案第10号の車と一緒にできなかったかということでございますが、こちらのほうにつきましては教育委員会の認識といたしましては町長側と教育委員会、執行機関が違うということで、ちょっとそういう認識がございまして、一緒にやるというような考えはこの入札を行うに当たっては想定してございませんでした。

それと、値段の違いにつきましては、このバスにつきましては車両価格に加えまして、図書を収納する棚ですとか、そういった架装するというような装備の仕様としてございますので、そういった関係で車両価格が議案第10号のバスよりは値段が高いということでございます。

○議長（山本浩平君） あと、メーカーはどこなのですか。

武永生涯学習課長。

○生涯学習課長（武永 真君） メーカーは、三菱ふそうのローザでございます。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） ただいまの質問、ちょっと補足させていただきます。

今回同じバスを同時期に購入ということで、2台一緒にというご質問でございますが、バスに限らず、いろいろ工事もそうなのですけれども、一緒にまとめて出すほうが安いという場合ももちろんございますでしょうし、また逆で考えれば、それを分けてさまざまな業者さんに受注機会を与えるというような考えもあろうかと思えます。そういった観点では、工事もそうですけれども、1つでできるものを第1工区、第2工区に分けたりしてやるというようなこともこれまでもございますし、このバスにおいても全く同じバスではなくて、車種といえますか、1つは図書館車ですし、1つは普通の乗用のマイクロバスというようなところも含めて、これは別々で入札を行ったという経緯がございまして。

それと、もう一つ、地元業者からの購入という部分につきましては、これはバスに限らず、町の公用車、現在リースもございまして、あるいは買い取りという部分もございまして、基本的には町内業者でそういう販売ができる会社につきましては町内業者優先でやるという部分につきましては、これまでも参加という部分では行ってきたところでございますので、決して地元の業者から買えないということではないものですから、今回このような入札参加という中での入札を執行したという状況であろうというふうを考えてございます。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） 12番です。地元業者から買う、これは地元業者から買うことはいいことです。何も私反対するわけでも何でもありません。ただ、このバスは、片方は寄付金で応分

の車をまず買うと。ですから、地元から買うわけにはいかないから、きちっとしたメーカーから買ったのだろう、私の勘ぐりです。それから、まちで買うやつは地元から買うというのは、少なくとも車は地元の業者つくっているわけではない。今民間委託とか指定管理、これは経費削減、私ではてんびんをかけていつもやっているのだという言葉を使っているのですが、とにかく少しでも経費削減のためにやってきましたよ、今まで民間委託、指定管理。

今ざっと見ただけで、図書館のほうは棚をつくるというけれども、椅子がないわけですよ。新車ですから、椅子全部外すと椅子分は差し引くわけです。椅子つけてきてから、外しているわけではない。最初から目的がはっきりしているから、椅子は要りませんと買うはずで、空で。そこに棚をつけるわけです。この棚が800万円も900万円もするのかといたら、ここにまた疑問を持つわけです。そんなことになるのです。ですから、お友達入札の仕方なのです、このやり方は。こういうことではだめです。やっぱりメーカーからきちっと。棚つけてくださいと言ったらくれるのです。椅子はもちろん外すわけだから。これは物すごく高上がりでないですか。お友達入札なのだよ、これは私から言わせると。こんなことではいけないから、きのうの議会でないけれども、議会としてのチェックはちゃんとしないとだめだから、一言言っているのだけれども、どうしてメーカーでもない、ちゃんとしたメーカーがあるのに。先ほど言ったように虎杖浜自動車のこと言っているのではない。買ってくれるというから、向こうでこういう段取りしたのだろうけれども、虎杖浜自動車だってもうけなければなりませんよね、今までもそうやっているから、恐らく今度おまえの番だというやり方でやっている、こんなことわかっているのです。こんなことではだめだよ、やり方として。どうですか、そんなやり方でないですか。違うなら違うと。私は、あした電話かければこの車の値段わかるのです。

○議長（山本浩平君） 岩本学校教育課長。

○学校教育課長（岩本寿彦君） 車の価格でございますけれども、これにつきましては今回落札された事業所のほうから当然本町の示した仕様に基きまして最終的にはメーカーのほうに自動車の発注ということになります。最終的にうちの指定した納期までに納車をしていただくということになってございます。

それと、先ほどの繰り返しになりますけれども、先ほどもお話ししましたが、本町の公用車のリースの実績がございまして町内の事業所さん5社に対してお声をかけさせていただきました、このようなことで指名競争入札をさせていただいたところでございますが、今回につきましてはそんなことをご理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 今までのリース業者の実績からしたと言うけれども、リースではないのです。買い取りなのです。それを考えると、何か説得力に欠ける部分がありますね、そこは。

再度お答え願います。

○学校教育課長（岩本寿彦君） 説明が足らず申しわけございません。

5社につきましては、当然リース実績がございまして、こちらの5社につきましては車両の販売ということも取り扱っているきちっとした指名競争入札の参加資格の要件を満たしたところとなっております。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） それでは、単純な質問だけ、確認だけしておくけれども、この車が一番先に買うとき、入れるとき誰に相談しましたか。それから、誰の指示に従って購入を決めたのか。この2つだけ確認しておきます。

○議長（山本浩平君） 武永生涯学習課長。

○生涯学習課長（武永 真君） まず、このマイクロバスを購入するに至った経緯なのですが、なかなかまで号は平成5年1月に納品しております。それで、25年もたち、至るところに不備があらわれているもので、我々のほうから要求をしまして予算をつけていただいたという経緯がございます。ですので、課のほうで当初考えまして、教育委員会として予算を上げたということです。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 入札に関しましては、私も契約等審議会の担当をしておりますので、この観点から申し上げたいと思いますけれども、先ほど大黒課長のほうからもご説明がありました。今回のこの入札に関しては、今までの説明どおりしっかりと入札の手続きをとりながらこのところに至ったことであって、このバスを購入するのは誰かというふうにいったら、その入札の中でのさまざまな条件に、こちらの仕様書を含めてその条件に合わせて判断したというふうなことであります。ですから、議員のほうからありましたように、誰のというふうなことでは、契約等審議会の審議の中においてこういう入札の方法で進めるという、それに基づいて行わせていただいたというふうにご説明をしております。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第11号 財産の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（山本浩平君） 反対、12番、松田謙吾議員。

よって、賛成多数により議案第11号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

- ◎議案第12号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求
めることについて
- 議案第13号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求
めることについて
- 議案第14号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求
めることについて
- 議案第15号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求
めることについて
- 議案第16号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求
めることについて
- 議案第17号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求
めることについて
- 議案第18号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求
めることについて
- 議案第19号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求
めることについて
- 議案第20号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求
めることについて
- 議案第21号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求
めることについて

○議長（山本浩平君） 日程第14、議案第12号から議案第21号までの白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての10議案を一括議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 提案の説明の前に少々説明をさせていただきます。

このたびの同意の提案でございますけれども、現農業委員10名が本年7月19日をもって任期満了になります。委員の任命については、農業委員会等に関する法律及び本町の農業委員会の委員の定数を定める条例に基づき行うわけでございますが、今回からこれまでの公選制から10名の委員を議会の同意を得て町長が任命することとなりましたので、議案第12号から議案第21号までご同意をお願いする提案でございます。

それでは、順次ご提案を申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思います。本日配付の議案第12号でございます。白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

白老町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成29年6月22日提出。白老町長。

記の欄でございます。住所、白老郡白老町字白老748番地3、氏名、勝沼正則、生年月日、昭和37年2月8日生まれ、55歳でございます。

続きまして、議12—2、履歴調書でございますが、記載のとおりでございますので、朗読を省略させていただきます。

なお、公職歴中の平成11年7月より現在までの間、今回提案してございます白老町農業委員会委員を勝沼氏は継続して行っていただいております。

議12—3、議案説明でございます。白老町農業委員会委員として勝沼正則氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第13号です。白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

白老町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成29年6月22日提出。白老町長。

記の欄でございます。住所、白老郡白老町字竹浦345番地1、氏名、山下廣司、生年月日、昭和28年1月22日生まれ、64歳でございます。

続きまして、議13—2です。履歴調書でございますが、記載のとおりでございますので、朗読を省略させていただきます。

なお、山下氏につきましても、公職歴の中にありますように、平成14年7月から現在までの間、今回提案してございます白老町農業委員会委員を継続して行っていただいております。

続きまして、議13—3です。議案説明です。白老町農業委員会委員として山下廣司氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第14号です。白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

白老町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成29年6月22日提出。白老町長。

記の欄でございます。住所、白老郡白老町字白老766番地107、氏名、天野清勝、生年月日、昭和23年3月12日生まれ、69歳でございます。

続きまして、議14—2、履歴調書でございますが、記載のとおりでありますので、朗読を省略させていただきます。

なお、天野氏につきましても、公職歴中に記載のあるように、平成17年7月から現在までの間、今回提案しております白老町農業委員会委員を継続して行っていただいております。

議14—3、議案説明です。白老町農業委員会委員として天野清勝氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第15号です。白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

白老町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項

の規定により議会の同意を求める。

平成29年6月22日提出。白老町長。

記の欄でございます。住所、白老郡白老町緑丘1丁目2番36号、氏名、齋藤正、生年月日、昭和22年11月15日生まれ、69歳でございます。

議15―2でございます。履歴調書でございますが、記載のとおりでございますので、朗読を省略させていただきます。

なお、齋藤氏におかれましても、公職歴中、平成17年7月から現在までの間、今回提案してございます白老町農業委員会委員を継続して行っていただいております。

議15―3、議案説明でございます。白老町農業委員会委員として齋藤正氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第16号です。白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

白老町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成29年6月22日提出。白老町長。

記の欄でございます。住所、白老郡白老町字北吉原527番地、氏名、大浦俊秋、生年月日、昭和32年10月27日生まれ、59歳でございます。

議16―2及び議16―3、履歴調書でございますが、記載のとおりでありますので、朗読を省略させていただきます。

なお、平成23年7月から現在までの間、今回ご提案してございます白老町農業委員会委員を大浦氏も継続して行っていただいております。

議16―4、議案説明です。白老町農業委員会委員として大浦俊秋氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第17号です。白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

白老町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成29年6月22日提出。白老町長。

記の欄でございます。住所、白老郡白老町字石山179番地4、氏名、阿部高幸、生年月日、昭和44年11月5日生まれ、47歳でございます。

議17―2、履歴調書ですが、記載のとおりでございますので、朗読を省略させていただきます。

なお、阿部氏におかれましても、平成23年7月から現在までの間、今回提案してございます白老町農業委員会委員になっており、現在継続しております。

議17―3、議案説明です。白老町農業委員会委員として阿部高幸氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第18号です。白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

て。

白老町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成29年6月22日提出。白老町長。

記の欄でございます。住所、白老郡白老町本町1丁目2番16号、氏名、植田壽恵弘、生年月日、昭和19年9月28日生まれ、72歳でございます。

議18—2、履歴調書でございますが、記載のとおりでありますので、朗読を省略させていただきます。

議18—3、議案説明でございます。白老町農業委員会委員として植田壽恵弘氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、このたびの任期満了に伴い、7月20日から新たに任命をお願いするものであります。

続きまして、議案第19号です。白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

白老町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成29年6月22日提出。白老町長。

記の欄でございます。住所、白老郡白老町字北吉原401番地88、氏名、上村篤正、生年月日、昭和44年2月11日生まれ、48歳でございます。

議19—2でございます。履歴調書でございますが、記載のとおりでございますので、朗読を省略させていただきます。

議19—3、議案説明でございます。白老町農業委員会委員として上村篤正氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、このたびの任期満了に伴い、7月20日から新たに選任をお願いするものでございます。

続きまして、議案第20号です。白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

白老町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成29年6月22日提出。白老町長。

記の欄でございます。住所、白老郡白老町字虎杖浜439番地2、氏名、桔梗原光男、生年月日、昭和56年11月27日生まれ、35歳でございます。

議20—2です。履歴調書ですが、記載のとおりでございますので、朗読を省略させていただきます。

議20—3、議案説明でございます。白老町農業委員会委員として桔梗原光男氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、このたびの任期満了に伴い、7月20日から新たに選任をお願いするものであります。続きまして、議案第21号です。白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

白老町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成29年6月22日提出。白老町長。

記の欄でございます。住所、白老郡白老町大町5丁目1番15号、氏名、鍋田和希、生年月日、昭和61年8月6日生まれ、30歳でございます。

議21―2、履歴調書でございますが、記載のとおりでありますので、朗読を省略させていただきます。

議21―3でございます。議案説明です。白老町農業委員会委員として鍋田和希氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、このたびの任期満了に伴い、7月20日から新たに選任をお願いするものであります。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより議案ごとに順次質疑、討論、採決を行うわけでございますが、この際お諮りいたします。議案ごとに質疑を行い、討論を省略して採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

議案第12号について質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

採決いたします。

議案第12号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号について質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

採決いたします。

議案第13号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号について質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

採決いたします。

議案第14号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号について質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

採決いたします。

議案第15号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号について質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

採決いたします。

議案第16号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号について質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

採決いたします。

議案第17号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号について質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

採決いたします。

議案第18号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号について質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

採決いたします。

議案第19号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号について質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

採決いたします。

議案第20号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号について質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

採決いたします。

議案第21号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（山本浩平君） 日程第15、議案第22号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

提案理由の説明を求めます。

古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 本日配付の議案第22号でございます。白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

白老町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。

平成29年6月22日提出。白老町長。

記の欄でございます。住所、白老郡白老町末広町4丁目8番24号、氏名、山口美津男、生年月日、昭和23年9月10日生まれ、68歳でございます。

議22—2でございます。履歴調書ですが、記載のとおりでございますので、朗読を省略させていただきます。

なお、山口氏につきましては、平成14年7月から現在までの間、白老町固定資産評価審査委員会の委員を継続して続けていただいております。

議22—3、議案説明でございます。白老町固定資産評価審査委員会委員として山口美津男氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。

なお、この件につきましては、山口氏がこのたび任期満了となるということで選任をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決いたします。

議案第22号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）

○議長（山本浩平君） 次に、日程第16であります。報告第1号 専決処分の報告についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 報1—1をお開きください。報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年6月16日提出。白老町長。

記については、朗読を省略させていただきます。

次のページでございます。専決処分書です。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について、次のとおり専決処分する。

平成29年6月5日専決。白老町長。

1、損害賠償の額、19万9,962円。

2、損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

次のページ、説明でございます。事故の発生状況です。

1、日時、平成29年4月17日午前7時20分ごろ。

2、場所、白老町字虎杖浜14番地1。

3、当事者は、甲、乙、記載のとおりでございます。

4、状況ですが、平成29年4月17日月曜日午前7時20分ごろ、消防署西部出張所の消防職員待機宿舎東側敷地にて甲が所有及び管理する同宿舎物置の木造壁板の一部が劣化により剥がれ、付近に駐車していた乙車両に落下衝突したものでございます。

5、被害の程度、左ピラー、左フロントサイドの損傷。

6、損害賠償額、本件は甲が所有及び管理する物置の劣化により木造壁板の一部が剥がれ落

ち、付近に駐車していた乙車両に落下したことが原因で発生した事故であることから、甲は乙車の修理費用等19万9,962円を乙に対して支払うことで示談する。なお、損害賠償額については、全額保険により補填されるものでございます。

次のページに事故発生状況の図面をつけてございます。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） この件で一番不思議だったのは、物置のところの横に車がとめてあったということなのですか、これは役場の敷地内だったのでしょうか、それともどういうところに落ちたのか。それによって随分対応も違って来たのだらうなという気もするのです。そして、壁が崩れ落ちたということなのですか、その壁も修繕したと思うのですけれども、その後その場所はどういうふうな状況になっているのか。その辺お伺いします。

○議長（山本浩平君） 岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 記載のとおり、虎杖浜の西部出張所、消防の職員の待機宿舎の敷地の隣、敷地ぎりぎりの民地のところにとめていたということで、それでその敷地の脇のほうに物置があった。その物置が古くなってということで、昭和56年に建てた建物ということで、相当古かったということがございまして、これが老朽化で剥がれ落ちてぶつかったということでありまして。その後は、取り壊すための経費がまだちょっと見れないものですから、今現在はそれをブルーシートで囲って、飛散しないような形で対応してございますが、それについては状況からいってももう修繕は難しいということがありまして、これについては取り壊しをしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 3番、吉谷一孝議員。

○3番（吉谷一孝君） 3番、吉谷です。今の答弁を聞いて、状況が状況ですので、予算的な時間等かかるのかもしれませんが、早急な対応をしないと、今は大丈夫かもしれませんが、シートで覆うことによって逆に風等によってまた飛散であったりとか、倒壊であったりとかという危険があると思いますので、ここについては迅速な対応をお願いしたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 消防の職員のほうの待機宿舎の物置ということで、すぐに消防のほうで対応していただいて、飛散しないような形で、その辺については消防のほうでやっていただいております。ただ、職員住宅ということで管轄は総務課になりますので、総務のほうとしては早い段階でそれを処分させてもらいたいというふうには考えてございます。

○議長（山本浩平君） ほかに何かお尋ねしたいことございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは、質疑なしと認め、報告第1号はこれをもって報告済みといたします。

◎報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）

○議長（山本浩平君） 日程第17、報告第2号 専決処分の報告についてを議題に供します。提出者からの説明を求めます。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 報2—1でございます。報告第2号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年6月16日提出。白老町長。

記については、朗読を省略させていただきます。

次のページでございます。専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について、次のとおり専決処分する。

平成29年6月6日専決。白老町長。

- 1、損害賠償の額でございます。57万4,228円。
- 2、損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

次のページ、説明でございます。事故の発生状況でございます。

- 1、日時、平成29年1月11日水曜日午後2時ごろ。
- 2、場所、白老町字北吉原561番地1、町道萩野林道線。
- 3、当事者、甲、乙、記載のとおりでございます。

4、状況です。平成29年1月11日水曜日午後2時ころ、甲が町有林の現地確認のため走行していたところ、対向車を確認し、左側に車両を寄せたが、道路幅が狭いためにすれ違うことが困難と判断し、ブレーキをかけた。しかし、路面の凍結により車両が停止できず、正面衝突する危険があると判断し、路肩に乗り上げ停止させようとハンドルを操作したところ、車両が反時計回りに回転した。路肩に乗り上げ、停止したが、乙車の走行を妨げる形となり、甲車後方部と乙車前方部が衝突した。

- 5、被害の程度です。乙フロント右側バンパー、ヘッドランプ、フェンダー等を損傷。

6、損害賠償額、本件は、甲車が路面凍結により回転し、停止したが、道路幅が狭いために乙車の走行を妨げる形となり発生した事故であることから、甲は乙車の修理費用63万8,031円のうち過失割合9割分の57万4,228円を乙に対して支払うことで示談する。なお、損害賠償額については、全額保険により補填されるものでございます。

次のページに事故の現場状況の図面をつけてございます。

よろしく願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま岡村総務課長のほうから報告の説明がございました。

この件に関して何か特にお尋ねしたいことがあれば。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

報告第2号は、以上をもちまして報告済みといたします。

◎報告第3号 平成28年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（山本浩平君） 日程第18、報告第3号 平成28年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 報3-1をお開きください。報告第3号 平成28年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

平成28年度白老町一般会計補正予算（第12号）第2表の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成29年6月16日提出。白老町長。

よろしく願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑がないということでございますので、報告第3号はこれをもって報告済みといたします。

◎報告第4号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出について

○議長（山本浩平君） 日程第19、報告第4号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 報告第4号でございます。白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

平成29年6月16日提出。白老町長。

記でございます。(1)でございます。株式会社白老振興公社平成28年度事業報告及び平成29年度事業計画。

(2)です。一般財団法人白老町体育協会平成28年度事業報告及び平成29年度事業計画でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ね

したいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑がございません。

報告第4号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第5号 例月出納検査の結果報告について

○議長（山本浩平君） 日程第20、報告第5号 例月出納検査の結果報告についてを議題に供します。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果を同条第3項の規定により、監査委員から報告がありました。

議案の朗読は省略をいたします。

この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは、以上をもちまして報告第5号は報告済みといたします。

◎諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（山本浩平君） 日程第21、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 本日配付の諮問第1号でございます。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成29年6月22日提出。白老町長。

記の欄でございます。住所、白老郡白老町字虎杖浜182番地2、氏名、宮下與史夫、生年月日、昭和22年8月23日生まれ、69歳でございます。

諮1―2でございます。履歴調書でございますが、記載の学歴、職歴については朗読を省略させていただきます。

なお、宮下氏につきましては、平成23年10月から現在までの間、人権擁護委員を継続して行っていたいておりますので、改めて推薦をさせていただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） ただいま提案理由の説明が終わりましたので、この件について質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、この件についてご意見があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは、お諮りいたします。

諮問第1号については、適任ということでご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号については、適任という意見を付することに決定をいたしました。

◎諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（山本浩平君） 日程第22、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 続きまして、諮問第2号でございます。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成29年6月22日提出。白老町長。

記の欄でございます。住所、白老郡白老町末広町3丁目5番1号、氏名、塚原光博、生年月日、昭和29年11月19日生まれ、62歳でございます。

諮2―2です。履歴調書でございますが、記載のとおりとして朗読を省略させていただきます。

なお、塚原氏につきましても、平成23年10月から現在までの間、人権擁護委員を継続して行っていたいておりますので、改めて推薦をさせていただきたいと思っております。よろしく願います。

○議長（山本浩平君） 提案理由の説明が終わりました。

この件について質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、この件について意見があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） お諮りいたします。

諮問第2号については、適任ということでご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第2号につきましては、適任という意見を付することに決定をいたしました。

◎承認第1号 議員の派遣承認について

○議長（山本浩平君） 日程第23、承認第1号 議員の派遣承認についてを議題に供します。

本件につきましては、別紙のとおり、北海道町村議会議員研修会等が予定されております。

承認第1号 議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣いたしたいと思っております。

なお、日程の変更等細部の取り扱いにつきましては、あらかじめ議長に一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 議員の派遣承認については別紙のとおり派遣することに決定をいたしました。

◎意見書案第5号 学校給食の拡充・無料化を求める意見書
(案)

○議長（山本浩平君） 日程第24、意見書案第5号 学校給食の拡充・無料化を求める意見書(案)を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 意見書案第5号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

学校給食の拡充・無料化を求める意見書(案)。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

学校給食の拡充・無料化を求める意見書(案)

文部科学省の調査によれば、平成27年度現在の国公立学校の完全給食実施率は、小学校99.1%、中学校88.1%、特別支援学校89.5%、夜間定時制高校77.5%となっております。

学校給食は1889(明治22)年に山形県の小学校で貧困児童を対象に提供したのが始まりとされています。戦時中は食糧不足があつて中断されましたが、子供たちの栄養状況の悪化などから、1947(昭和22)年に再開され今日に至っています。

この間、学校給食に対する国民の願いは強く、自治体の積極的な取り組みと相まって小学校でほぼ100%の実施率に到達しようとしています。同時に人件費、消費税、材料費の高騰などの要因によって自治体財政を圧迫するなどの矛盾が生じています。

しかし、そういう中であってもこの数年、自治体の努力による給食費無料(無償)化が進んできています。新聞報道によれば、2016(平成28)年12月現在無償化は少なくとも55市町村に及んでいると報道されています。この背景には学校給食の教育的効果もさる事ながら、子供の貧困の広がりがあつてはならないことは明らかです。栄養バランスのとれた温かくおいしい給食を、家庭の

経済状況にかかわらず提供することは、子供の健やかな成長のために非常に重要です。同時に無料化は自治体の財政を圧迫することから実施に踏み切れない市町村も少なくありません。

一方、2016（平成28）年3月の内閣府・経済財政諮問会議において、子供・子育て世帯の支援拡充として給食費の無料化が打ち出されました。いま、学校給食費の無料化は教育的効果と貧困への対応策と言うだけでなく、子育て支援とまちづくりの柱に位置づけされたといっても過言ではありません。

よって、政府におかれては、こうした状況に鑑み、学校給食費の無料化を早期に実現されるよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

よろしく願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第5号 学校給食の拡充・無料化を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第25、意見書案第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

12番、松田謙吾議員。

〔12番 松田謙吾君登壇〕

○12番（松田謙吾君） 意見書案第6号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化
を求める意見書（案）

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多目的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

このような中、道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や次世代林業基盤づくり交付金等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

また、国では市町村主体の新たな森林整備を進める財源として「森林環境税（仮称）」の創設に向けた検討を進めている。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速し、地域の特性に応じた森林の整備を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1. 市町村が継続的に森林の整備などを着実に進められるよう、「森林環境税（仮称）」を早期に創設すること。税制度の創設に当たっては、都道府県の積極的ななかかわりのもと、森林の整備はもとより木材の利用を含め幅広く活用できる仕組みとすること。
2. 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
3. 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みに対する支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎常任委員会所管事務調査の報告

○議長（山本浩平君） 日程第26、常任委員会の所管事務調査について調査結果の報告を求めます。

まず最初に、総務文教常任委員会小西秀延委員長、お願いいたします。

〔総務文教常任委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（小西秀延君） 本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、地域循環バス「元気号」の運行見直しと新しい交通の導入について。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、6、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

7、調査結果。

（1）、元気号の運行見直しと新しい交通の導入について。

本委員会は、元気号の運行見直しと新しい交通の導入について、担当課から説明を受け、町民意見交換会で出された要望やその対応について状況を把握し、所管事務調査を終了したので、その内容を次のとおり報告するものである。

①、地域公共交通網形成計画について。

白老町地域公共交通網形成計画では、「地域と暮らしを支え、人とコミュニティをつなげる公共交通システムの構築」を目指すために、6つの方向性とその施策が示され、進行管理の指標と実施年度スケジュールが明確にされている。

6つの方向性と施策は、①、元気号の運行内容の見直しで、路線と時刻表を改正する。②、新しい交通の効率的な導入で、町内迂回区間で予約型デマンド交通を導入する。③、利用促進策の実施で、バスマップの作成・配付とわかりやすい運賃体系を構築する。④、移動困難者における生活移動の支援策で、生活支援サービスを検討する。⑤、町内観光施設を周遊するバス路線の構築で、移動を支援する観光周遊バスの導入を検討する。⑥、広域的な生活行動を支援することでは、地域間幹線系統の維持と元気号の乗り入れを検討するである。

特に、平成29年度の取り組みとして①、②、③を進め、次年度以降の取り組みは④、⑤、⑥としている。

②、元気号の見直し案について。

元気号の見直しは、前回の改正で出された不満として、「路線や乗継がわかりづらい」「目的地までの所要時間が長い」「利用したい時間帯に便がなくなり、利用しなくなった」などで、要望としては「利用者が少ない区間はデマンドバスでも良い」「帰りの便が不便なので、午後便を増やしてほしい」「萩野公民館での乗り換えをやめてほしい」などであり、これらの改善に努めながら見直しを行った結果、バスを2台から3台に増便して利便性の向上を図った。

③、デマンド交通の導入案について。

デマンド交通は、迂回に時間を要していた萩野・北吉原地区の北部について、朝と夕方の便だけを残し、昼間にバスが運行しない空白となる時間帯で導入するものである。

中心市街地を結ぶ1日4往復で、前日の予約と事前の登録が必要になる。料金は大人片道200円で小学生は同伴で無料としている。ただし、6月末までは全て無料とする周知期間を設定している。

デマンド交通は本町で初めて導入する運行方法であることから、実証実験を踏まえながら完成していくこととしている。

④、町民意見について。

5月15日と16日に町内5カ所で公共交通の改正案に対する町民との意見交換会が開催された。

主な意見は、元気号の改正案では、①、デマンドでは急な対応ができないので元気号を昼に1便運行してほしい。②、萩野公民館の待機時間をなくしてほしい。③、北吉原は午後の早い時間で戻れる便が欲しい。④、温泉に行けるように白老から各地への便を充実させて、帰りの便も考慮してほしい。⑤、町民がマザーズに行けるようにしてほしい。⑥、改正案はよい。さらに住民意見を集約してほしいなどである。

要望では、⑦、登別や苫小牧まで運行してほしい。⑧、デマンドは最寄りのバス停までにしてほしい。⑨、バスを小型化することでコスト削減につながる。⑩、運転手の対応が粗雑なため指導してほしい。⑪、改正案は非常によい。⑫、元気号の利用を積極的にしたい。⑬、多くの町民から意見を聞いてほしい。休日などに意見交換会を開催してほしいなどが出された。

⑤、デマンド実証運行の状況について。

萩野・北吉原地区のデマンド実証運行は、5月22日から始まった。5月26日までの5日間では、10件の登録があり、自宅からの往路13名、帰りの復路15名の合計28名の利用があり、1日平均利用者は6名であった。

登録者10名の年代別は、60歳代1名、70歳代4名、80歳代5名であった。利用目的は、買い物5名、金融機関3名、通院2名であった。

⑥、今後の日程について。

6月中に、路線改正のバス事業者との協議とデマンド交通の実証運行を行い、改正案をまとめ、7月中に、公共交通活性化協議会を開催し承認後にバス事業者による路線改正申請を国に行うとともに、町民に対する路線改正の周知・説明を行い、10月から新路線による運行を開始する予定である。

⑦、委員会意見。

今回の地域循環バス「元気号」の運行見直しと予約型デマンド交通の導入に関しては、多くの町民の意見・要望や議会の提言を受け、実際に新たな改善を進める政策対応であることを総合的に評価するものである。

これまでは、乗車時間が長く、また、萩野公民館での乗り継ぎ時間を要していた路線は、運行経路の再編や待機時間を短縮することなどで、例えば、臨海温泉から中心市街地までの所要時間を1時間42分から50分へと52分間の短縮を図ったことや便数を約倍増するなど、さらには、従来からの課題であったデマンド交通の導入も利便性の向上に向けた新たな取り組みとして評価に値する。

今後の課題としては、元気号の増車やデマンド交通の導入による経費増大に対して利用の拡大とコストの抑制などに努めていく必要が重視される。また、今回の改正に伴い恩恵を受ける町民と町内の公共交通空白地などの恩恵を受けない町民との合意形成に配慮の必要があると考ええる。

今回の改正以降も、地域公共交通網形成計画に基づいて、将来的にも持続可能な交通手段の確保と住みよいまちづくりに寄与する公共交通網の形成推進に期待するとともに、詳細な利用状況調査を実施することや多くの町民の意見を聴取し、元気号の効率化やデマンド交通の拡充などを検討し、さらには、高齢社会に対応する移動困難者の解消に向けた課題など、地域コン強交通全体の充実と維持について広く議論していくべきである。

以上であります。

○議長（山本浩平君） 次に、産業厚生常任委員会広地紀彰委員長、お願いいたします。

〔産業厚生常任委員会委員長 広地紀彰君登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（広地紀彰君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

- 1、調査事項、国民健康保険事業の広域化について。
- 2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、
- 6、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。
- 7、調査結果。

（1）、国民健康保険制度の沿革。

昭和33年の国民健康保険法公布、翌年1月の国民健康保険法施行により、国民皆保険制度が確立した。

その後、自己負担割合の変更や老人医療費支給制度、老人保健制度、退職者医療制度、後期高齢者医療制度の創設などの変遷を経て現在の制度に至る。

（2）、市町村国保が抱える構造的な課題。

市町村が運営する国民健康保険事業は以下のような課題を抱えている。

①、年齢構成。

（ア）、年齢構成が高く、医療費水準が高い。

②、財政基盤。

（ア）、加入者1人当たりの所得水準が低い。

（イ）、加入者1人当たりの保険料負担が重い。

（ウ）、保険料（税）の収納率低下。

（エ）、一般会計からの繰入金が増。

③、財政の安定性・市町村格差。

（ア）、財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の存在。

（イ）、市町村間の所得・保険料の格差。

これらの課題に対応するため、平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、国民健康保険事業への財政支援の拡充

による財政基盤強化と平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となることにより国民健康保険制度の安定化を図ることとされた。

(3)、財政支援の拡充。

平成27年度より国費1,700億円により支援の規模を拡充し、低所得者が多い保険者の財政基盤強化、自治体の責めによらない要因（非自発的失業者、子供の被保険者等）による医療費増への調整交付金による財政調整も強化されている。

また、医療費の適正化等に積極的に取り組む保険者を支援するため、適正化に努力する保険者に支援金を交付する保険者努力支援制度が設けられた。

(4)、運営の広域化。

平成30年度からは市町村から都道府県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険制度の安定化に向けた中心的な役割を担う。

①、都道府県と市町村の役割分担。

(ア)、財政運営。

・都道府県の主な役割、①、国保特別会計を設置、②、財政運営の責任主体となり、医療費水準、所得水準を考慮した市町村ごとの国保事業費納付金を決定、③、財政安定化基金の設置・運営。

・市町村の主な役割、①、国保事業費納付金を都道府県に納付。

(イ)、資格管理。

・都道府県の主な役割、①、国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進。
・市町村の主な役割、①、地域住民と身近な関係の中、被保険者証等の発行により資格を管理。

(ウ)、保険料の決定、賦課・徴収。

・都道府県の主な役割、①、標準的な算定方法等により、市町村ごとの標準保険料率を算定・公表。

・市町村の主な役割、①、標準保険料率等を参考に保険料率を決定、②、個々の事情に応じた賦課・徴収。

(エ)、保険給付。

・都道府県の主な役割、①、給付に必要な費用を全額市町村に対して支払い、②、市町村が行った保険給付の点検。

・市町村の主な役割、①、保険給付の決定、②、個々の事情に応じた窓口負担減免等。

(オ)、保健事業。

・都道府県の主な役割、①、市町村に対し、必要な助言・支援。

・市町村の主な役割、①、被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業の実施。

②、保険料（税）の賦課・徴収の基本的仕組み。

都道府県が都道府県内の医療給付費等の見込みを立て、市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮し、各市町村の国保事業費納付金の額を決定するとともに、所得割、均等割、世帯割を用いた標準的な算定方式と収納率等に基づき、市町村ごとの基準保険料率を算定・公表する。

市町村は、都道府県の示す標準保険料率等を参考に、それぞれの算定方式や予定収納率に基づき保険料率を定め、保険料（税）を賦課・徴収し、都道府県が定めた国保事業費納付金を納める形となる。

また、広域化により都道府県が運営の主体となるが、最終的な保険料率の決定及び保険税（料）の賦課・徴収の実務は引き続き市町村が担うこととなる。

③、広域化後の保険料（税）額・国保事業費納付金の北海道による試算。

北海道は、平成30年度に国民健康保険の運営主体が市町村から道に移行するのに伴い、移行後の各市町村の保険料試算（納付金仮算定）の結果を公表した。

その試算の結果については、記載のとおりであります。

④、今後のスケジュール。

本年夏ごろをめどに国から新たな国保制度における公費の考え方が示される予定であり、それを受けて北海道による第3回仮算定が実施され、12月までに北海道の国保運営方針が決定され、来年1月ころに納付金・標準保険料率の通知がされる予定である。

その後、北海道から通知された納付金・標準保険料率を踏まえ、国保運営協議会での議論を経て来年3月に白老町における保険料率が決定される。

8、委員会の意見。

第1に、白老町の疾病傾向に応じつつ、保険者努力への支援制度への対応を図るべきである。白老町の1人当たりの医療費の増嵩などの実態を踏まえ、町民の健康増進、また保険料の上昇を抑えるため、胃がんやピロリ菌検診、糖尿病検診メニューなど、重症化予防に適應した検診メニューへの支援拡充を今から図り、来る国民健康保険事業の広域化に備えるべきである。これまで取り組まれてきた「かかりつけ医」との連携、検診への負担軽減、保健指導への努力は評価するものであるが、特定健診受診率や胃がん検診の導入状況などが点数化され、保険料へと反映される方向性を踏まえ、さらなる検診率向上、検診メニューの拡充が必要と考える。

第2に、特定健診の受診率向上、国民健康保険料の収納対策に、プロジェクト的に担当課が連携し、白老町全体の課題として取り組んでいくべきである。目標値に近づけるため、改革の達成による保険料増減への効果など、試算を踏まえながら対応を講じていくべきである。

第3に、白老町の医療費や、検診受診や保険料収納の実態、町民生活への保険料の影響などを周知する啓発活動を具体的に、また中長期的にも進めていくべきと考える。保険料増額への影響回避はもちろん、町民の健康年齢の改善を図る観点からも、啓発活動は重要と捉える。

国民健康保険事業の広域化は、1人当たり医療費が高く、収納率が厳しい状況である本町においては一層の町民負担、町財政への逼迫を招き得る重大な制度変更である。町全体の政策的取り組みとして執行方針への反映を図り、今後も制度変更への情報収集、町としての対応、組織構築を政策的に進めるべきと考える。

以上であります。

○議長（山本浩平君） 引き続きまして、広報広聴常任委員会氏家裕治委員長、お願いいたします。

〔広報広聴常任委員会委員長 氏家裕治君登壇〕

○広報広聴常任委員会委員長（氏家裕治君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、(1)、常任委員会、①、出前トーク（産業厚生分科会）、要請団体、ぬくもりの里ふれあい(2)、分科会、①、総務文教分科会、一般財団法人アイヌ民族博物館との懇談。(3)、小委員会、議会広報の発行及び広報広聴の調査・研究、議会懇談会について。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職・氏名、6、団体からの出席者は、記載のとおりでございます。

7、調査報告。

本委員会は所管事務調査として、出前トーク、町内活動団体との懇談及び議会広報の編集・発行等を終了したことから、次のとおりその内容を報告する。

(1)、常任委員会。

①、出前トーク（産業厚生分科会）。

本委員会は、ぬくもりの里ふれあいからの要請を受け、萩野公民館において「介護予防・生活支援サービス事業の実施におけるNPOやボランティア等への補助について」をテーマに出前トークを実施した。

懇談会では、協力会員10名と利用者の方々4名による現在の活動実態と持続可能な事業のあり方について議論を深めたところである。

ぬくもりの里ふれあいは、2016年3月に高齢者や障がい者の買い物など日常生活支援を行うことを目的に事業をスタートした。その背景には、町内の高齢化率が40%を超え、独居や老老介護世代が増加し、行政の手が届きにくいところをカバーする必要性があった。また、町内で訪問介護サービスなどを行っていた別のNPOが解散したことから、その受け皿としての必要性を強く感じたところにある。

現在、町内で同様の生活支援を行う団体は、「NPO御用聞きわらび」との2カ所であるが、当初仲間6人で立ち上げた事業も、現在、有償ボランティア（協力会員）29名・車両3台で、会員登録制の有償支援サービス（室内の掃除やごみ出し・食事づくり・草刈り・買い物・通院支援）等を精力的に展開している。

懇談の中で課題として、下記の事項が挙げられた。

①、人材不足。

②、協力会員の高齢化。

③、車両維持費。

④、福祉車両の必要性。

⑤、事業への参画を促す広報活動。

町内で移動手段を持たない高齢者や障がいを持った方々、生活全般に係る支援を必要とする町民にとっては非常に大切なサービス事業であることに間違いはない。日ごろの活動に敬意をあらわすとともに今後の持続可能な事業の展開のあり方については、議会・行政ともに支援のあり方を議論していかなければならない。

また、各事業所単位の実態把握は言うまでもないが、福祉行政と関係事業所間での協議の場

において今後の課題解決に向けた取り組みが必要である。

(2)、分科会。

①、総務文教分科会。

総務文教分科会は、一般財団法人アイヌ民族博物館との懇談を実施した。なお、その内容については、別紙「活動報告書」のとおりである。

(3)、小委員会。

小委員会は、議会広報159号の編集・発行、広報広聴に関する調査・研究及び議会懇談会に関する調査を行った

以上であります。

○議長（山本浩平君） ただいまそれぞれの常任委員会から報告がございましたが、この報告に対して何か質問がございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質問なしと認めます。

それでは、これをもって報告済みといたします。

◎諸般の報告

○議長（山本浩平君） 日程第27、議長から諸般の報告をいたします。

休会中の各委員会における所管事務等の調査について報告いたします。議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会委員長から、委員会規則第17条の規定により、お手元に配付をいたしました通知書のとおり休会中における所管事務等の調査の申し出がありました。各常任委員会におかれましては、調査方よろしくお願いを申し上げるところでございます。

次に、皆様には要望書3件を前もって配付しております。議会運営委員会で参考配付を決定した要望書等については、皆様に事前に配付しておりますが、それぞれ関係する団体等から提出され、いずれも重要事項の解決、要望を趣旨としたものであり、各議員におかれましてはその趣旨を十分ご理解賜り、それぞれの立場でしかるべき措置をいただきますよう心からお願いを申し上げます。

◎休会について

○議長（山本浩平君） 日程第28、休会についてお諮りいたします。

通年議会のため6月30日まで休会となっておりますが、この後休会日を変更して、明日23日から9月30日までの100日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

明日23日から9月30日までの100日間を休会といたします。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれをもって散会いたします。

（午後 2時14分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 山 本 浩 平

署 名 議 員 吉 田 和 子

署 名 議 員 氏 家 裕 治

署 名 議 員 森 哲 也